

指定袋・証紙の種類と容量



可燃ごみ指定袋(大)
1袋 (10枚入り)
600円
1袋に入れられる量
容量 50ℓ
重さ 10kgまで

可燃ごみ指定袋(小)
1袋 (10枚入り)
300円
1袋に入れられる量
容量 25ℓ
重さ 5kgまで

不燃ごみ指定袋(大)
1袋 (10枚入り)
600円
1袋に入れられる量
容量 50ℓ
重さ 10kgまで

不燃ごみ指定袋(小)
1袋 (10枚入り)
300円
1袋に入れられる量
容量 25ℓ
重さ 5kgまで



プラ容器包装指定袋
1袋 (10枚入り)
200円
1袋に入れられる量
容量 50ℓ
重さ 4kgまで

生ごみ指定袋
1袋 (10枚入り)
200円
1袋に入れられる量
容量 10ℓ
重さ 4kgまで



ごみ証紙
1シート (10枚) 600円
重さ 10kgまで

ごみ証紙は、袋に入らない場合に使用してください。

ごみ証紙の使い方参照 (P - 4)

※お近くの「証紙取扱所」でご購入ください。

※地区名・名前をご記入ください。

※持ち手部分を、しっかり結んでください。【感染予防対策にもなります】

※指定容量以上に入れたものは、収集しません。

証紙シールの使い方



証紙シールは指定袋に入らない大きさのごみに貼り付けて出すためのものです。

使用方法は以下のように決まっています。

証紙は1種類で、可燃ごみ、不燃ごみ共通で使用できます。

燃えるごみ（燃えるごみは証紙2枚で出すことができません）

■長さ50cm×直径30cm以内・重さ10kg以下にまとめたものに証紙（シール）1枚を貼る。

証紙で出せるものの例 ・直径10cm以内の木や竹、板などを、規定サイズに切断し結束したもの

・タキロンなどは50cm以内に切断して丸めて結束

※ごみ収集車で回収するため、指定の大きさを越えたものは収集しません。

燃えないごみ

■指定袋に入らない不燃ごみで、1人で簡単に持てる大きさのもの

■10kg以下の不燃ごみには証紙を1枚、10～20kg以内のものは証紙2枚を貼る。

証紙で出せるものの例（重さに応じて証紙を貼り付けてください）

・スキー板は1組で結束

・物干し竿、波トタンは長さ180cm以内で丸めて結束

・反射式ストーブ・電子レンジ・自転車などは、そのまま証紙を貼る。

※20kgを超えるもの、長さ180cmを超えるもの、一人で持てないものは直接持ち込んでください。

※品目によっては、記載のサイズ、重さではなくても証紙を貼って出せるものがあります。詳しくは詳細を確認ください。

※ふとん、毛布、じゅうたんなどに証紙シールを貼ってステーションへ出すことはできません。

※指定袋以外の袋やダンボール箱に証紙シールを貼って出すことはできません。

※リサイクル品に証紙シールを貼って出すことはできません。

指定袋と証紙の価格

証紙の種類	価格 (1枚あたり)	文字の色	1袋に入れられる量	
			容量	重さ
可燃ごみ指定袋 大	60円	赤色	50ℓ	10kgまで
可燃ごみ指定袋 小	30円	赤色	25ℓ	5kgまで
不燃ごみ指定袋 大	60円	青色	50ℓ	10kgまで
不燃ごみ指定袋 小	30円	青色	25ℓ	5kgまで
ごみ証紙	60円	赤色	—	10kgまで
生ごみ指定袋	20円	緑色	10ℓ	4kgまで
プラスチック製容器包装指定袋	20円	黄色	50ℓ	4kgまで

生ごみ

回収日	生ごみの日（週2回）
回収場所	ごみステーション
出し方	生ごみ指定袋（緑色）

対象 堆肥化できる『生ごみ』 台所から出る『調理くず』『食べ残し』など



野菜等調理くず



肉・魚類の骨



カニ・エビ・
貝・卵の殻



残飯など

対象外 『生ごみ』 として出してはいけないもの【食品以外のもの】



チューブ類



お菓子袋類



トレイ・パック類



ビニール袋類



スプーン・フォーク



紙コップ



おむつ・衛生用品



ラップ類



わりばし



タバコ

■生ごみの出し方

- ①分別した生ごみを十分に水切りをして、じかに指定袋に入れてください。
- ②生ごみ指定袋で収集日に決められた場所（専用バケツ）に出してください。
- ③燃えるごみ指定袋には入れないでください。



生ごみ指定袋の使用上の注意

- 1、指定袋は冷暗所で湿気を避けて保管してください。
高温多湿になるところでは、袋は長持ちしません。
太陽光が直接当たる場所は避け、日陰で風通しの良いところに保管してください。
- 2、指定袋に生ごみを入れて長時間放置しないでください。
生ごみの専用袋は微生物によって分解される袋です。
袋に生ごみが入った時から少しずつ分解が始まります。
すぐに破れたりしませんが、生ごみを入れて長時間（2～3日）放置するのは避けてください。
- 3、分解できないものを入れないでください。
容器やビニール袋が混入したもの、新聞、レジ袋で二重包装されたものは堆肥化できません。



紙 類

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	ひもなどでまとめて出す

町村指定のリサイクル回収場所または、木曾クリーンセンターへも持ち込みができます。

ダンボール



対象 中が波状であるもの

■ダンボールの出し方

- ①シール・ガムテープ・金具などは取り除いてください。
- ②運びやすいようにひもなどで縛って出してください。

対象外 防水コートや汚れているもの
臭いのあるもの

新聞紙



■新聞紙の出し方

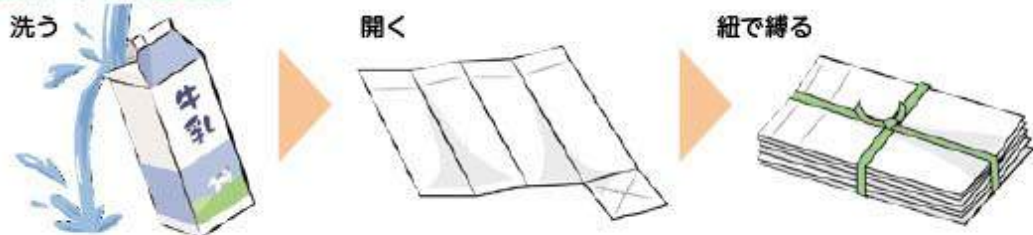
- ①チラシ・広告は取り除いてください。
- ②運びやすいようにひもなどで縛って出してください。

紙製飲料パック

対象 牛乳・ジュースの紙製パック

対象外 中がアルミ(銀色)の紙製パック
対象外は可燃ごみへ

■紙製飲料パックの出し方



古紙・チラシ・雑紙・雑誌類・その他古紙



チラシ



パンフレット



カタログ



コピー紙



ハガキ

圧着ハガキは除きます



封筒

・ビニールの窓はとります
・紙の窓はそのまま



名刺



メモ用紙



ノート



カレンダーなど

金属は
とって

対象

チラシ・包装紙・雑誌・書類など



雑がみ

・紙以外を入れない
・ひもなどで縛り中
身が出ないように
してください

■紙類の出し方

- ①持ちやすいサイズに折りたたみ、ひもなどで縛って出してください。
 - ②小さな紙は紙袋に入れて出してください。きちんと分別してください。
- ※古紙類については町村ごとに異なる場合があります。各役場へお問い合わせください。

対象外

カーボン紙・感熱紙・テープ・シール・臭いの強い紙（線香や石けんの箱など）・ラップの芯などの硬い紙類→可燃ごみへ

紙のリサイクルは
資源の有効活用で
いろいろな製品に
生まれ変わり
再利用されます



新聞



雑誌



ダンボール



紙パック



新聞



雑誌

お菓子の箱など



ダンボール



トイレ
トイレット
ペーパー

プラスチック製 容器包装

回収日	プラの日（月2回）
回収場所	ごみステーション
出し方	プラスチック製容器包装指定袋（黄色）

容器包装とは、「容器」は商品を入れるためのもの（袋もこれに含まれます）、「包装」は商品を包むものと、お考えください。（商品を使った時に不用になるもののことです）そのうち、プラスチック・ビニール製のものが分別の対象となります。このようなプラスチック製の容器包装（プラ容器）には、目印に、「プラマーク」の識別表示がついています。（プラマークがついている「発泡スチロール」も対象です）



対象になるのは、この「プラマーク」のある、プラスチック・ビニール製の容器・包装になります。



プラスチック製 容器包装の対象（例）



プラ製袋・フィルム類



プラ製ボトル類



プラ製パック・トレイ類



プラ・発泡製カップ類



チューブ容器類



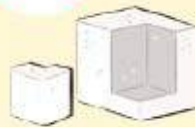
あみ・ネット類



プラふた類



（例）



発泡スチロール



ペットボトル



在宅医療廃棄物



危険品



プラマークがないプラスチック製品
湿布のテープも対象外です。

対象品でも汚れたものはリサイクルできません

①分別する

- プラマークがあるか
- 対象外ではないか
- ※迷ったらごみへ

マークが分からない

②きれいにする

- 汚れていれば拭くか水洗い
- キャップなどは外す
- きれいならそのまま

汚れ、臭いが取れない

③指定袋に入れ「プラ」の日に

指定袋は黄色い文字の「プラスチック製容器包装指定袋」をご使用ください。

注意：レジ袋などに入れないでください。（二重袋は禁止です）

注意：分別できなければ集めません。

注意：指定日以外は集めません

可燃ごみに出してください。

プラマークのないものは、全て対象外です。プラ容器に混ぜないでください。



ペットボトル

このマークが対象です

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	設置の回収ネットへ入れる

ペットボトルの識別マークは、飲料、酒類、しょうゆなどの容器に表示してあります



[PET ボトル] の法定識別マーク

PET ボトル

使われている部位

[プラスチック製容器包装] の法定識別マーク

キャップ: PP
ラベル: PS

JIS 方式による
[材質表示]
(任意での表示)

ステーションのペットボトル専用ネットに直接搬出

ペット1の表示(ラベル)がついているものが対象



- ペットボトルの出し方
- ①キャップ・ラベルを剥がす。
 - ②中を水洗いしてください。
 - ③回収場所の回収ネットへ入れてください。

①キャップとラベルをはずす

材質が違います！
キャップ・ラベルは へ！

②なかをゆすぐ

においや感染症予防のため！
きれいな状態でリサイクルへ！

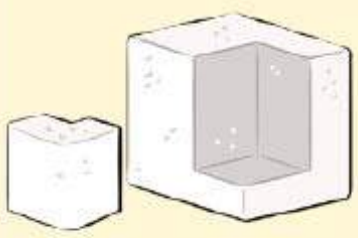


(出せないもの)

- 工作などに使用して、色を塗ったり、テープを貼ったり加工したもの
- 汚れが取れないものや、中に異物が入っているものは「燃えるごみ」に出してください。
- サラダ油など食用油の容器は同じような形でも対象外です。

発泡スチロール

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	設置の回収ネットへ入れる



発泡スチロールの出し方

- ①シール等は剥がし、汚れ、臭いのあるものは洗う。
⇒汚れ、悪臭が取れなければ可燃ごみへ
- ②回収場所の回収ネットに入れる。



発泡以外のもの(ウレタン・塩ビ など) ⇒可燃ごみへ

乾電池

回収日	不燃ガラスの回収日
回収場所	ごみステーション
出し方	不要な袋などに入れて出してください。



対象

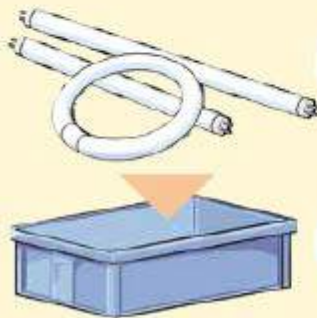
マンガン乾電池・アルカリ乾電池・ボタン電池
オキシライド乾電池

対象外

充電式電池・バッテリー類
(ニッカド・ニッケル・リチウムイオンなど)
対象外は電気店などのリサイクルボックスに入るか、購入先にご相談ください。

蛍光管

回収日	リサイクルガラスびんの回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	回収場所の設置容器へ入れてください。



対象

蛍光管(直管・円管・電球型の蛍光管)

- ①照明器具から外して蛍光管だけにしてください。
- ②回収場所の設置容器に入れてください。

対象外

LED管・電球・グロー球
対象外の場合は **不燃ガラス** へお出しください。

食用廃油

回収日	—
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	回収場所の設置容器へ入れてください。



天かすなどは取り除く

対象

植物性の食用油

- ①不要な容器のため、回収場所に設置している容器へ移し替えてください。



対象外

動物性の食用油⇒固めて可燃ごみへ

注意: 食用廃油の分別は対象外の地域があります。町村の分別に従ってください。

リサイクルびん

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	回収場所設置の容器へ

対象

リサイクルびんの対象

飲み物のびん



食品・調味料のびん



酒びん



■リサイクルびんの出し方

- ①ふた・リングを取る。
 - ②剥がしやすいラベルは剥がしてください。
 - ③中を水洗いする。
 - ④町村指定の回収場所の設置容器へ色別に入れてください。
- ※化粧びんが対象外の地域は、不燃ガラスの日に出してください。

無色 (透明)



茶色



緑色



黒色



その他の色



※割れていてもリサイクルできますので、気をつけて出してください。

対象外 (不燃ガラスの日に出してください)

飲料用以外のびん
乳白色のびん
(陶器と区別が難しいため)



びん以外のガラス製品
(ガラス板・食器)



強化ガラス製品

衣類

回収日	-
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	そのまま持ち込む

回収日	P-5 参照
回収場所	木曾クリーンセンターリサイクルストックヤード
出し方	ポリ袋に入れ持ち込む

対象

布・化繊の衣類・シーツ・タオル・毛布・ハンカチなどの衣類

対象外

ビニール製品・革製品・汚れたもの・油やペンキの付着したもの・糸くず
裁断くず・電気毛布・毛糸・カーペット・ぬいぐるみ・不織布など

■衣類の出し方

①洗濯をして、汚れを落としてください。

②ボタン、ファスナー、装飾具などは付けたまま出してください。

※程度の良い衣類は海外などでリユースされるため、ボタンなどはそのままの状態でお持ちください。

注意：衣類の分別は対象外の地域があります。町村の分別に従ってください。

資源として出していただきたいもの

以下の品目は、製造販売メーカーがリサイクルを行っています。木曾クリーンセンターでも充電器、専用電池以外は不燃ガラス類として受け入れていますが、できる限りメーカーリサイクルにご協力ください。

■携帯電話



メーカー
リサイクル
対象

スマートフォン・携帯電話・充電器・
専用電池

携帯電話販売店、又は右のマークのある
お店でご相談ください。



■パソコン



メーカー
リサイクル
対象

パソコン本体・ディスプレイ
付属品（スピーカー、マウス、キーボード）

対象外 スキャナー、プリンター、モデム類



左のマークのシールが貼付けされているパソコンは、購入時にリサイクル料金が納入済ですので、リサイクル料金は不要です。

マークがないパソコンを処理する際には、リサイクル料金が必要になります。

燃えるごみ

回収日	燃えるごみの収集日
回収場所	ごみステーション
出し方	燃えるごみ指定袋（赤色）

対象 紙くず・繊維くず・革製品・紙おむつ
資源にできない燃えるもの
 シュレッダーダストは他のごみと混ぜず
 に指定袋（赤）に入れて出してください。



対象外 資源物はリサイクルへ出してください。
 金属・ガラス等の燃えないごみ・電気
 製品・生ごみ・液体など
 ・排泄物はトイレ等へ流してください。



粗大ごみ

回収日	-
回収場所	-
出し方	直接持ち込んでください

指定袋や証紙シールで収集できないごみは、粗大ごみとしてクリーンセンターへ持ち込んでください。
 また、町村が指定する一般廃棄物取扱事業所へご依頼ください。

対象 燃えるごみ ⇒ 可燃ごみ処理施設まで
 ふとん・家具類
 スプリングの無いマットやソファーなど
 燃えないごみ ⇒ 不燃ごみ処理施設まで
 大きな家電（20kgを超えるもの）
 スプリングがあるマットレスやソファーなど



対象外 処理できないごみ P20 を参照

■粗大ごみの出し方
 可燃物と不燃物をできる限り分解・分別をしてください。
 ふとん・毛布・カーペットは粗大ごみとして持ち込んでください。
 (ただし、50×50cm以下に裁断した場合は指定袋で収集します。)
 可燃粗大ごみを持ち込む場合は、長さ180cm以内、太さ10cm以内にしてください。
 大量の場合は受け入れできないことがあります。クリーンセンターへお問い合わせください。

燃えないごみ (不燃ガラス類)

回収日	不燃ガラスの収集日
回収場所	ごみステーション
出し方	燃えないごみ指定袋 (青色)

不燃ガラス類



陶器・せともの類



プラスチック製家電製品 又は、小型家電リサイクルへ



灰・電池は不燃ガラスの日に



■燃えないごみ (ガラスの日) の出し方

- ①土の汚れや食器の食べ物の汚れなど落とす。びんなどで中身が入っている場合はカラにし軽く水洗いする。電気製品は乾電池、燃料、掃除機のごみなどを取り除く。袋が破れそうな場合は証紙シールを使用
- ②指定袋に入れて、収集日に出す。危険なもの (割れた物) などが入っている場合は袋に書いてください。灰は完全に消火していることを確認し、灰だけを指定袋に入れて、表面に「灰」と書いてください。

燃えないごみ (金物類)

回収日	金物収集日
回収場所	ごみステーション
出し方	燃えないごみ指定袋 (青色)

空缶類



金属製品



金属製の家電製品

又は、小型家電リサイクルへ



■燃えないごみ (金物の日) の出し方

- ①土の汚れや食べ物の汚れなどを落とす。缶などで中身が入っている場合はカラにし軽く水洗いする。電気製品は乾電池、燃料などを取り除く。
- ②指定袋に入れて、収集日に出す。危険なもの (ハサミ等) などが入っている場合は袋に書いてください。カセットコンロのガスボンベ、スプレー缶などの容器は、必ず穴を開け中身を抜いてから指定袋に入れてください。必ず外で穴を開けてください。

※指定袋に入らないものでも、証紙シールで出せるものがあります。証紙シールの使い方をご参照ください

受け入れできないごみ

リサイクル法対象品目

リサイクル法で消費者がリサイクル料金を負担し、メーカーがリサイクルを行うことが定められた品目は、木曾クリーンセンターで受け入れることができません。次の法律に従って処理してください。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）対象品目

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

■リサイクル料金について

家電リサイクル法対象品目を処理する際には、排出するご家庭がリサイクル料金を負担することとなっています。料金はその品目、メーカーによって異なりますので、家電販売店や取扱業者又はリサイクル券センター（財団法人家電製品協会）にお問い合わせください。



家電リサイクル券センター ☎0120-31-9640

■出し方には次の方法があります。

出し方	家庭が負担する料金	
家電販売店に処理を依頼する	・リサイクル料金 ・収集運搬料	家電販売店にご相談ください。 (過去に購入した店舗など)
取扱の廃棄物処理業者に 処理を依頼する	・リサイクル料金 ・収集運搬料	取扱業者が分からない場合はクリーンセンターにご相談ください。

【業務用のもの】 業務用冷蔵庫・業務用テレビ・業務用洗濯機・空調システムなどは販売店へご相談ください。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化に関する法律）対象品目

自動車・バス・トラックなどの自動車部品全般

■出し方

自動車を廃車する場合には販売店、廃車取扱事業者にご相談ください。

クリーンセンターで処理することができないごみ

木曾クリーンセンターは一般廃棄物を処理する施設です。施設の性能、処理の安全性等により、受け入れて処理することができないごみがあります。以下の品目の処理は販売店、取扱業者にご相談ください。

■原動機・原動機付のもの

エンジンの付いた乗り物、機械類は取り扱いできません。
例：エンジン本体、自動2輪車、農業機械、コンプレッサーなど
※原動機部分を取り外しても受け入れできません。



■高圧容器

プロパンガスボンベ、消火器等の圧縮物の容器は取り扱いできません。
※カセットコンロのボンベやスプレー缶は穴などを開け中身をすべて出し、金物として出せます。



■有害・危険物

廃油、劇物、劇薬、農薬、毒物、及びその容器、塗料、火薬、感染物、感染性廃棄物、医療廃棄物、バッテリー類
(塗料の容器は、中身を全てカラにしてあげればごみとして受け入れします。)



■タイヤ

自動車、オートバイなどのタイヤは取り扱いできません。
※自転車、作業用一輪車などのタイヤは処理できます。



■産業廃棄物

建築廃材や事業所、工場から排出される産業廃棄物は受け入れしません。
(事業所で排出される事務用品等一部を除く。)
事業者の方は法令に従ってごみを適正に処理してください。
また、石膏ボード、断熱材関係も処理することができません。



■農業用プラスチック等

農業は産業として分類されるため、プラスチック製の肥料袋や苗箱、マルチなどは産業廃棄物となり、取り扱いできません。



■施設が受け入れできない大きなごみ

以下の大きさのごみは受け入れて処理することができません。
小さくして持ち込む、又は販売店へご相談ください。

可燃ごみ、長さ180cmを超えるもの、軽トラに収まらないもの
例：竹、木の枝、タンスなど
(分解、切断をし180cm以内になれば持ち込み可能です。)

不燃ごみ、単体で100kgを超えるもの
例：コピー機(業務用)、金庫、金属部品など

